

伊丹市新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金）交付要綱
（目的等）

第1条 この要綱は、市内で就農した経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し、予算の範囲内において、伊丹市新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金）（以下「資金」という。）を交付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的とする。

2 資金の交付については、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国の要綱」という。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、兵庫県農林水産部補助金交付要綱、補助金等の交付に関する規則（昭和42年5月16日規則第21号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。
（対象者）

第2条 資金の交付を受けることができる者は、国の要綱別記2第5の2の（1）で定める要件を満たす者とする。

（交付金額及び交付期間）

第3条 資金の額及び交付期間は、国の要綱別記2第5の2の（2）で定めるところによる。

（交付の停止）

第4条 市長は、資金の交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）が国の要綱別記2第5の2の（3）に掲げる事項に該当することが明らかになった場合は、資金の交付を停止する。

（資金の返還）

第5条 資金の返還については、国の要綱別記2第5の2の（4）で定めるところによる。

2 交付対象者は、病気、災害その他のやむを得ない事情により資金の返還の免除を受けようとするときは、別に定める様式により返還免除を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を交付対象者に通知する。

（青年等就農計画等の承認申請）

第6条 資金の交付を受けようとする者は、国の要綱別記2第5の2の（1）のエに規定する青年等就農計画等（以下「青年等就農計画等」という。）を作成し、市長に承認の申請をしなければならない。

2 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等の作成に当たっては、国の要綱別記2第7の2の（11）に規定するサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けるものとする。

（青年等就農計画等の承認）

第7条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、国の要綱別記2第7の2の（2）に定めるところにより経営の開始及び定着を支援する必要があると認めたときは、青年等就農計画等を承認し、審査の結果を様式第1号により資金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査に当たっては、必要に応じて関係者による面接等を行うものとする。

（青年等就農計画等の変更申請）

第8条 前条第1項の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る青年等就農計画等を変更しようとするときは、その変更を市長に申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減その他の軽微な変更である場合は、この限りでない。

2 前項に規定する青年等就農計画等の変更申請については、第6条の規定を準用する。

（青年等就農計画等の変更の承認）

第9条 市長は、前条第2項の変更申請があった場合は、第7条の手續に準じて、青年等就農計画等の変更を承認する。

（交付申請）

第10条 第7条第1項の規定による承認を受けた者は、別に定める様式により、申請に係る交付期間の最初の日から1年以内に市長に資金の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、交付期間の半年分を単位として行うものとする。ただ

し、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 3 第1項の申請の対象は、令和7年9月以降の農業経営に係るものに限る。

(交付決定)

第11条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請の内容が適当であると認めたときは、資金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により資金の交付を決定したときは、様式第2号により交付申請者に通知するものとする。

(資金の請求等)

第12条 交付対象者は、前条に規定する資金の交付決定があったときは、様式第3号を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。
- 3 資金の交付は半年分を単位として行う。ただし、市長が必要と認める場合は、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(交付の中止)

第13条 交付対象者は、資金の受給を中止しようとするときは、別に定める様式により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合又は国の要綱別記2第5の2の(3)のア、イ若しくはエからカまでのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(交付の休止届等)

第14条 交付対象者は、病気等のやむを得ない理由により就農を休止しようとするときは、別に定める様式により市長に届け出なければならない。この場合において、休止期間は1年以内とする。

- 2 市長は、交付対象者から前項の休止届の提出を受けた場合であって、やむを得ないと認められるときにあっては資金の交付を休止し、やむを得ないと認められないときにあっては資金の交付を中止する。
- 3 資金の交付の休止を受けた交付対象者が就農を再開するときは、別に

定める様式により市長に届け出なければならない。

- 4 市長は、交付対象者から経営再開の届出を受けた場合であって、適切に農業経営を行うことができると認められるときは、資金の交付を再開する。
- 5 交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。ただし、国の要綱別記2第5の2の(2)のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。
- 6 前項の規定により休止期間を設ける場合について、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、別に定める様式により市長に届け出るとともに、第8条の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請するものとする。

(就農状況報告)

第15条 交付対象者は、交付期間中、別に定める様式により就農状況報告を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について作成し、それぞれ当該期間が経過した日から1月以内に市長に提出しなければならない。

- 2 交付対象者は、交付期間終了後、5年(第17条の規定により就農を中断した場合にあっては、当該中断期間を除く。以下同じ。)の間は、別に定める様式により作業日誌を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について作成し、それぞれ当該期間が経過した日から1月以内に市長に提出しなければならない。

(住所等変更報告)

第16条 交付対象者は、交付期間内又は交付期間終了後5年以内に氏名、居住地、電話番号等を変更したときは、変更後1月以内に別に定める様式により市長に届け出なければならない。

(就農中断報告)

第17条 交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中に、やむを得ない理由により就農を中断する場合は、その中断の日から1月以内に、別に

定める様式により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の就農中断の届出を受けたときは、やむを得ないと認められるときは、就農の中断を承認する。この場合において、就農中断期間は、就農を中断した日から1年以内（市長が必要と認める場合を除く。）とする。

- 3 前項の規定による承認を受けた交付対象者は、就農を再開するときは、別に定める様式により市長に届け出なければならない。

（離農届）

第18条 交付対象者は、交付期間終了後5年以内に農業経営を中止し、離農した場合は、離農した日から1月以内に、別に定める様式により市長に届け出なければならない。

（経営状況の確認）

第19条 市長は、国の要綱別記2第7の2の（5）のＡ及びＢで定めるところにより、交付対象者に係る就農の実施状況及び経営状況を確認し、必要に応じて適切な助言及び指導を行うものとする。

（交付対象者の情報の共有）

第20条 市長は、国の要綱別記2第7の3及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1第7の3で定めるところにより、交付対象者の資金に係る情報を登録し、関係機関と交付対象者の情報を共有するものとする。

- 2 市長は、国の要綱別記2第7の3の（5）及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1第7の3の規定による照会があった場合は、交付対象者の情報を提供するものとする。

（経営開始資金の帳簿等の保管）

第21条 交付対象者は、資金の使途に係る帳簿、証拠書類等を整理し、資金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

付 則

この要綱は、令和8年9月24日から施行する。

様式第 1 号

伊 活 産 農 第 号

年 月 日

様

伊 丹 市 長

伊 丹 市 新 規 就 農 者 育 成 総 合 対 策 事 業 補 助 金（経 営 開 始 資 金）青 年 等 就 農 計
画 等 承 認 に つ い て（通 知）

年 月 日 付 け の 申 請 に つ い て は、伊 丹 市 新 規 就 農 者 育 成
総 合 対 策 事 業 補 助 金（経 営 開 始 資 金）交 付 要 綱 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、
下 記 の と お り 承 認 し ま す。

記

1 交 付 期 間 等

(1) 交 付 期 間

年 月 日 から 年 月 日 まで（ 年 間）

た だ し、交 付 要 件 を 満 た さ な く な っ た 場 合、農 業 経 営 を 中 止 し た 場 合、適
切 な 農 業 経 営 を 行 っ て い な い 場 合 な ど に は、資 金 の 停 止 又 は 返 還 が 生 じ ま
す。

(2) 交 付 期 間 の 考 え 方

青 年 等 就 農 計 画 等 ど お り 経 営 開 始 し て い る こ と 及 び 交 付 要 件 を 全 て 満 た
し た 時 点 を 確 認 の 上、交 付 対 象 期 間 を 決 定 し ま し た。

2 今 後 の 事 務 手 続

伊 丹 市 新 規 就 農 者 育 成 総 合 対 策 事 業 補 助 金（経 営 開 始 資 金）交 付 要 綱 の 規
定 に 基 づ き、適 切 な 時 期 に「交 付 申 請 書」、「就 農 状 況 報 告」を 提 出 し て い た
だ き ま す よ う お 願 い し ま す。

様式第2号

伊活産農第 号

年 月 日

様

伊丹市長

伊丹市新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金）交付決定（確定）通知書

年 月 日付けで申請のあった伊丹市新規就農者育成総合
対策事業補助金（経営開始資金）の交付について、次のとおり決定（確定）
したので伊丹市新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金）交付要
綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 交付年度 年度

2 交付決定（確定）金額 円

様式第 3 号

伊丹市新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金）交付請求書

伊丹市長 様

住所

氏 名

伊丹市新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金）交付要綱第
12条の規定により資金の交付を請求いたします。

記

1 請求金額 円